

自転車安全利用五則

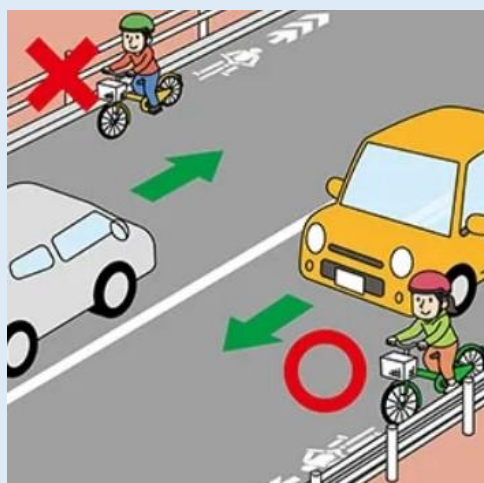
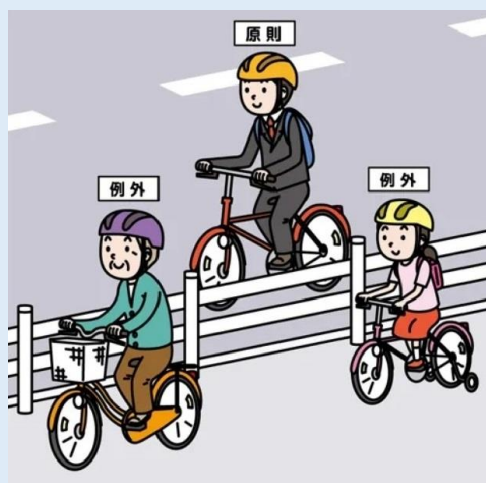
自転車は大変便利な乗り物で幅広い年代で利用されていますが、自転車運転者のルール違反が大きな問題となっています。

自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なルールを取り上げたものが「自転車安全利用五則」です。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車両です。車道の左側を通行しましょう。

「普通自転車の歩道通行可」の標識や標示がある歩道では、歩道を通行することもできますが、歩道を通行するときは車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守りましょう。

一時停止標識のある交差点は必ず止まって安全確認をしましょう。



3 夜間はライトを点灯

無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。

夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車に乗りましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車は車両です。自動車と同じように飲酒運転は禁止されています。

二日酔い状態での運転も飲酒運転になるので注意しましょう。



5 ヘルメットを着用

交通事故にあったとき、ヘルメットを着用することで、頭部に受けるダメージが軽減されます。

自転車を運転するときは、大人もこどももヘルメットをかぶりましょう。



交通事故にあってしまったら…

- 自分や相手の安全を確保してください。
- けがをした人がいたら **119番** に電話して **救急車** を呼んでください。
- けが人がいなくても、**110番** に電話して **警察に事故の内容を報告** してください。



自転車保険に加入していますか？

宮崎県の条例で**自転車保険への加入が義務**になっています。自分と相手を守るために保険に加入しておきましょう。

